

研修等 報告書

令和6年2月21日

三田市議会議長 森本 政直 様

私は、研修等報告書を下記のとおり提出します。

会 派 名	市民の会	代表者	
		議員名	肥後 淳三
参加者氏名	肥後 淳三		
講演会等研修名	第51回 議員の学校		
集中講義1	<p>Day1 2月5日(月)10:20-17:30</p> <p>予讃審議のツボ① 講師：立命館大学教授 森 裕之氏 「自治体財政の基本中の基本」</p> <p>パワーポイント資料は別添のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政民主主義において議会は話し合いの場、行政は執行（実施）側。 ・予算も決算も重要であるが、住民ニーズに応える住民サービスとなっているのかを見ていくのが予算審議のあり方である。 ・決算は、その成果を見ていくこと ・自治体財政のルールは、「赤字にしないこと」（赤字予算は組むことができない） ・赤字予算を防ぐには、入り＞出が原則となることから、事業の優先順位で支出を抑えること。その優先順位の決定のために議会が存在する。 ・財政破綻＝基金が底をつくこと。 ・一般財源が重要なのは、自治体が「やりたい施策」が実行できる予算だから。 ・地方税は法により定められているが、地方の事情により標準税率の引き上げ（超過課税）や引き下げ（軽減税率）が可能。また自治体は独自に法定外税率を創設することも可能。 ・地方交付税と臨時財政対策債（理解する上でペットボトルに置き換える） ・地方交付税は、地方税とセットであり、一般財源＝地方税＋地方交付税等 ・一般財源は、自治体の標準的なサービスを賄うためのものである。よって国は自治体に一般財源を保証しなければならない。 ・国は一般財源の目安として「基準財政需要額」を設定。 ・基準財政需要額は、自治体の住民サービスの必要額を国が見積もった総額を言う。 ・基準財政需要額－自治体の地方税＝地方交付税として自治体に交付される。 ・地方交付税の不足分は、臨時財政対策債として一般財源に計上される。 ・国庫支出金（補助金）は、使い道が決められた仕送りに相当 ・事業全体費に対して補助率の形で補助する仕組み ・地方債としての借金は、世代をまたがる負担の公平さを担保するものであり、決して債務が増えることは問題ではない。 ・事業全体に対して地方債の充当率は70%（残り30%は一般財源）が原則。 ・歳出を見る場合は、歳出項目の大きさだけでなく、その中に含まれる一般財源の額（負担割合）を見ること。 ・地方債が財源として多い場合は、その公債費（元利償還金）が将来の自治体の一般財源の負担になることに注意。 ・建設費（投資的経費）は、その後の維持管理が全て自治体の一般財源を充てる必要があることに注意。 ・性質別歳出では、人件費と物件費（6割が委託料）をセットでとらえることで、一般会計における実質的な人件費の大きさが分かる。 		

<p>集中講義2</p>	<p>予讃審議のツボ② 講師：立命館大学教授 森 裕之氏 「国の予算からみた自治体財政の仕組」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本は住民が何処に住んでいても生存権・生活権を保障している。 ・しかし、自治体自体に標準の行政サービスを行うことができるだけの自主財源である地方税が備わっているかは不明。 ・よってこれらの役割を果たす「地方財政計画」が存在する。 ・令和6年度地方財政対策のポイント以下のとおり <ol style="list-style-type: none"> ① 定額減税による減収分対応（所得税3万円、住民税1万円）個人住民税は、地方特例交付金で補填 ② こども・子育て政策の強化⇒地方財源の確保 ③ 給与改定、会計年度任用職員の勤勉手当等地方財源を確保 ④ 物価高への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の光熱費・施設管理費委託料の増加への対応に400億円 ・ごみ収集・学校給食などに一般行政経費（単独分）に300億円 ・庁舎・公立病院の建設単価を47万円/m² ⇒52万円/m²に増加など ・消防広域化への対応強化 ⇒ 広域化自治体に対し特例交付税措置を0.5⇒0.7へ拡充 ・地域経済循環促進と交流人口の創出・拡大 ⇒ 地域協力隊に係る特別地方交付税措置を拡充（報償費280万円⇒320万円） 令和4年度から3500人増加させて令和8年度には、10,000人を目標 <p>Day2 2月6日(火)10:00-15:45 予讃審議のツボ② 講師：日本福祉大学社会福祉学部教授 石川 満氏</p>
<p>集中講義3</p>	<p>「今後の自治体財政」</p> <p>○自治体の財政運営の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府は地方財政に対して「選択と集中」を強める方向 ・自治体は、発展の方向を見極めたうえで真に優れた施策を創発・実践することが求められる。 ・各施策を展開するのは、政府ではなく、自治体の現場にかかっている。 ・予算審議に向けては、無味乾燥な資料に振り回されることなく、行儀良くなり過ぎず、自らの信念に基づいた説明を展開してほしい。 ・地方政治には大きくは2つの役割がある。①社会的価値の形成について議論して方向性を決定。②目指すべき社会の実現に向けて予算を通じて財政運営を図る。 ・予算は議会が決定する。よって財政の知識は必須。 ・主体の一つは議会であるが、力を持つためには「住民」や「行政」との連携が重要。 ・そのためには、理念を共有すること。住民の生活実態について絶えず正しい認識を持ち、対話によるコミュニケーションを続けることが肝要。
<p>日 時</p>	<p>令和6年2月5日（月曜日）～ 2月6日（火曜日）</p>
<p>場 所</p>	<p>都立多摩図書館セミナールーム（肥後オンライン参加）</p>
<p>所 見</p>	<p>(所見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体的には、議員1期目の方々のための講座が中心であったが、改めて国と自治体間との予算の関係性を理解することができた。 ・国の新年度の予算編成にあたり、事前に自治体への強化施策(予算付け)を学習することで、三田市の新年度予算に対し、質問するポイントが見える。
<p>添付資料</p>	<p>当日のパワーポイントを添付</p>